

「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
付則 (新設)	付則 <u>5. この規則は、IP アドレス等料金体系一部改定に伴い、2012 年 12 月 10 日に改正され、2013 年 4 月 1 日より実施する。</u>
別紙 3 . IP アドレス維持料 (2013 年度まで) (以下略)	別紙 3 . <削除>
別紙 4 . <u>IP アドレス維持料 (2014 年度以降)</u> (以下略)	別紙 4 . <u>IP アドレス維持料</u> (以下略)
別紙 5 . IP アドレス維持料の支払方法 当センターは前記別紙 3 または別紙 4 にて算出した IP アドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。	別紙 5 . IP アドレス維持料の支払方法 当センターは前記別紙 4 にて算出した IP アドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。